

「論点整理（案）」に対する意見

法制審議会－刑事法（犯罪被害者関係）部会

委員 田岡 直博

第1 意見の趣旨

「罪責認定手続と量刑手続を二分する制度（手続二分制度）を創設した上で、被害者参加は量刑手続においてのみ許可し得ることとするか」を加えるべきである。

第2 意見の理由

諮問第130号は「第五次犯罪被害者等基本計画（令和8年3月17日閣議決定）の趣旨」に鑑み「犯罪被害者等の公判前整理手続への関与」等について、意見を賜りたいというものであるから、手続二分制度の創設は直接的には諮問事項に含まれない。

しかし、仮に犯罪被害者等が公判前整理手続に関与することを認める場合には、犯罪被害者等が公判前整理手続で知り得た情報に基づき、公判期日において、被告人質問、心情意見陳述、事実及び法令の適用に関する意見（被害者論告）等の訴訟活動を行うことが可能になる。

現在でも、不同意書証や関連性のない証拠などの証拠能力が認められない証拠を具体的に引用した質問、意見陳述がなされたり、公判前整理手続における被告人及び弁護人の訴訟活動を不当に論難する質問、意見陳述がなされることがあるという実態に鑑みると、手続二分制度を創設しなければ、事実認定に不当な影響を及ぼすおそれが高まるといわざるを得ない。

したがって、手続二分制度の創設は「犯罪被害者等の公判前整理手続への関与」等とあわせて検討されるべき論点であることから、論点整理（案）に加えることを求める。

以 上

被害者参加の実態に関する弁護士アンケート調査の結果概要

法制審議会－刑事法（犯罪被害者関係）部会

委員 田岡 直博

第1 調査概要

日弁連刑事弁護センターの委員・幹事を対象に、被害者参加がなされた事件の被害者参加人・被害者参加弁護士の訴訟活動（心情意見陳述を含む）について、弁護士として、問題があると感じた事例のアンケート調査を行った。

第2 調査期間

令和8年6月3日～同年7月31日

※ 前記期間中に受任した事件に限らず、それ以前に受任した事件を含む。

第3 対象者

日弁連刑事弁護センターの委員・幹事

第4 回答結果

別紙「回答結果」記載のとおり。

※ アンケート結果には事件・被害者参加人等を特定する情報が含まれていたため、本資料作成者の責任において、主な回答を要約整理したものである。特定の事件・被害者参加人等の訴訟活動に関する意見とは限らないことにご注意いただきたい。

以 上

(別紙)

回答結果

1 心情意見陳述について

- ① 公判前整理手続において、弁護人が被害者の供述調書を一部不同意にしたところ、検察官は不同意部分を撤回し、証人尋問の請求をしなかったが、公判期日において、被害者が心情意見陳述の際に、不同意部分を朗読する形の意見陳述（単なる意見ではなく、事実の陳述）がなされた。弁護人は、反対尋問の必要があるとして、証人尋問の実施を求めたが、認められなかった。
- ② 公判前整理手続において、弁護人が書証を不同意にしたところ、検察官は書証を撤回し、当該事実は立証しないことを前提に、争点及び証拠の整理がなされたが、公判期日において、心情意見陳述の際に、不同意書証を引用する形の陳述がなされた（例えば、「〇〇という証拠があるから、被告人は嘘を言っている」等）。弁護人は、新たな証拠調べの必要があるとして、証拠調べの実施を求めたが、認められなかった。
- ③ 公判前整理手続に付されなかったが、事実上争点及び証拠の整理がなされた事件において、被害者の母親の供述調書の一部（被害者本人から聴いたとされる伝聞供述）に「争いのある余罪」が含まれていたために不同意にしたところ、検察官は、不同意部分を撤回し、被害者の母親及び被害者本人の証人尋問は申請しなかったが、被害者の母親の心情意見陳述の際に、不同意部分（争いのある余罪）の陳述がなされた。
- ④ 不同意部分の陳述がなされることが予想されたことから、弁護人は、検察官及び被害者参加弁護士に対し、不同意部分の陳述をしないように申し入れたが、対応しない旨の回答がなされた（例えば、前記③の事件において、被害者の母親は「傍聴席にいるマスコミに聴かせたい」という理由で不同意部分の陳述をすることが予想されたことから、検察官及び被害者参加弁護士に対し、不同意部分の陳述をしないように申し入れたが、対応しない旨の回答がなされた。）。
- ⑤ 公判前整理手続では、心情意見陳述及び被害者参加はないことを前提に審理予定の策定がなされたが、論告弁論期日の直前に申し出があり、心情意見陳述が行われることになった。弁護人は、反対尋問が必要であるため、心情意見陳述には反対である旨の意見を述べたが、審理予定を変更することが困難であるとして、証人尋問は実施されなかった。
- ⑥ 公判前整理手続に付された事件について、検察官の主張を前提にして争点及び証拠の整理を行ったが、検察官の主張とは異なる事実を前提にした心情意見陳述がなされた（例えば、
①「検察官は、被告人に妄想があることを争わず、心神耗弱を前提に無期懲役の求刑をして

いるのに、被害者は、被告人に妄想はなかったと陳述し、完全責任能力を前提に死刑を求める意見を陳述した」、②「検察官は、計画性はなかったことを争わず、無期懲役の求刑をしているのに、被害者参加人は、計画的な保険金殺人であると陳述して、死刑を求める意見を陳述した」、③「検察官は、被害者が浮気したことに被告人が腹を立てたことが動機であると主張立証しているのに、被害者遺族は、被害者が浮気した事実はないと陳述した」等)。弁護人は、新たな証拠調べの必要があると主張したが、認められなかった。

- ⑦ 公判前整理手続に付された事件について、証人尋問の際には、「関連性がない」「証明予定事実記載書には記載されていない」などの理由で、異議が認められ、証言が制限された事実について、心情意見陳述の際に、当該事実の陳述がなされた。
- ⑧ 公判前整理手続に付された事件について、心情意見陳述の際に、「被告人・弁護人が公判前整理手続を引き延ばした」等という事実に基づかない陳述がなされた。
- ⑨ 心情意見陳述の際に、被告人の悪性格などの関連性・必要性のない事実の陳述がなされた（例えば、①「被告人は、元暴走族である」、②「被告人はＳＮＳに〇〇という投稿をしている」等）。
- ⑩ 心情意見陳述の際に、証拠に基づかない事実の陳述がなされた（例えば、①「事件後に犯行現場に行ったところ、〇〇だった」、②「マスコミ報道が正しく、証拠は誤りである」等）。
- ⑪ 無罪を主張している事件（被告人が幼児を虐待したとされる事案）において、検察官の開示証拠にも存在しない「被告人による日々の虐待のうわさ」を述べる陳述がなされた。
- ⑫ 心情意見陳述の内容が検察官に不利なものであることを理由に、検察官に制限された（例えば、被害者が「死刑は希望しない」旨の心情を有していたが、検察官から、そのような心情意見陳述はしないで欲しいと求められたので、陳述できなかった。）。
- ⑬ 証人尋問が実施されているのに、証人尋問と重複する内容の心情意見陳述がなされた。
- ⑭ 予定時間を大幅に超えた心情意見陳述がなされた（例えば、「審理予定では、被害者の心情意見陳述は１０分とされていたが、５０分を超えた」等）。

2 記録の閲覧・謄写について

- ① 公判前整理手続調書・打合せ調書について、第１回公判期日後に閲覧・謄写の申請がなされることがある。被害者の証人尋問が予定されている場合には、証言の信用性に影響を与えるおそれがある。また、心情意見陳述の際に、証拠に基づかない事実の陳述がなされるおそれがある（例えば、「被告人・弁護人が公判前整理手続を引き延ばした」等）。

- ② 検察官が刑事訴訟法47条に基づき閲覧・謄写の機会を与える場合には、犯罪被害者保護法3条1項と異なり、弁護人の意見を聴くこととされていない。また、検察官が閲覧・謄写を認めた証拠の範囲を弁護人に明らかにされない。そのため、弁護人は、被害者の証人尋問が予定されている場合でも、検察官が被害者に対し、どのような証拠の閲覧・謄写を認めたのかが分からないため、反対尋問に支障がある。
- ③ 検察官が刑事訴訟法47条に基づき閲覧・謄写の機会を与える場合には、犯罪被害者保護法3条2項と異なり、「謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる」旨の規定がない。そのため、被害者が閲覧・謄写した証拠の内容につき、たとえばマスコミへの提供も含め、目的外に使用されるおそれがある。
- ④ 検察官が刑事訴訟法47条に基づき閲覧・謄写の機会を与える場合には、公判提出証拠に限られず、不同意書証、関連性・必要性がないとして撤回又は却下された証拠などの公判不提出証拠が含まれることがある。そのため、証人尋問、被告人質問及び心情意見陳述の際に、公判不提出証拠を引用する形での質問、陳述など、証拠（公判提出証拠）に基づかない質問、陳述がなされることがある。
- ⑤ 証人予定者の供述調書等の閲覧・謄写を認めると、被害者が証人予定者の氏名・住所及び証言内容を知ることにつながり、証人予定者に働きかけることが可能になるから、証人予定者の証言内容が変わってしまうおそれがある。
- ⑥ 証人予定者の供述調書等の閲覧・謄写を認めると、被害者に証人予定者の氏名・住所及び証言内容を知られることになるから、証人予定者の出廷確保に支障を来すおそれがある（例えば、弁護人が、被告人と被害者の共通の知人・友人、同僚等の情状証人の証人尋問の申請を予定していたが、出廷を拒絶される等）。
- ⑦ 被告人の身上調書、前科前歴、戸籍謄本等、事件と関係がないプライバシー情報についても、閲覧・謄写が許可されることがある。
- ⑧ 閲覧・謄写それ自体に関するのではないが、弁護人請求証拠について、被害者の意向を理由に不同意とされることがある。

3 証人尋問について

- ① 被告人の家族、支援者等の情状証人に対して、被告人の家族、支援者等に責任があると非難する尋問がなされた。
- ② 共通の友人・知人、同僚等の情状証人に対して、弁護側の情状証人として出廷したこと自体を非難する尋問がなされた。

- ③ 証人尋問の範囲は「情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項」に限定されているのに、その範囲を逸脱した尋問がなされた（例えば、罪体及び情状の両方に関する証人について、罪体に関する尋問がなされた等）。
- ④ 検察官の尋問及び他の被害者参加人の尋問と重複する尋問が繰り返された。

4 被告人質問について

- ① 公判前整理手続において、弁護人が書証を不同意にしたところ、検察官は書証を撤回し、当該事実は立証しないことを前提に、争点及び証拠の整理がなされたが、公判期日において、被告人質問の際に、不同意書証を前提とした質問がなされた（例えば、「〇〇という証拠があることは、知っているか」等）。
- ② 被告人の悪性格などの関連性・必要性のない事実に関する質問がなされた（例えば、①「被告人は、元暴走族である」（正当防衛の成否が争われている事件）、②「被告人はSNSに〇〇という投稿をしている」等）。
- ③ 被告人の態度など関連性・必要性のない事実に関する質問がなされた（例えば、①「（笑っていないにもかかわらず）笑っていましたね」、②「髪の毛を長くしたのは、なぜですか」、③「被害者遺族の尋問で、涙を流さなかったのは、なぜですか」等）。
- ④ 捜査段階に黙秘していた事件において、「なぜ、黙秘していたのか」などと、被告人の黙秘権行使を非難する質問がなされた。
- ⑤ 公判前整理手続に付された事件について、「なぜ、最初は否認する予定主張をしていたのか」「なぜ、被害者が嫌がっているのに、証拠開示の請求をしたのか」などと公判前整理手続における弁護人の訴訟活動（予定主張及び証拠開示請求）を非難する質問が行われた。
- ⑥ 控訴審において、「なぜ、控訴したのか」などと、被告人の上訴権の行使を非難する質問がなされた。
- ⑦ 証拠に基づかない事実を前提とした尋問等の誤導尋問、要約不相当、重複尋問、意見の押しつけなどの違法な質問がなされることが多い。
- ⑧ 被害者参加弁護士が、質問の形式ではなく、「私はこう思う」という意見を繰り返すことがある。
- ⑨ 検察官の尋問及び他の被害者参加人の尋問と重複する質問が繰り返された。

5 事実及び法令の適用に関する意見陳述（いわゆる被害者論告）について

- ① 心情意見陳述の際に、不同意部分を朗読する形の陳述（単なる意見ではなく、事実の陳述）がなされ、それを踏まえて、被害者論告がなされた。
- ② 心情意見陳述の際に、不同意書証を引用する形の陳述がなされ、それを踏まえて、被害者論告がなされた（例えば、「〇〇という証拠があるから、被告人は嘘を言っている」等）。
- ③ 検察官の主張とは異なる事実を前提にした心情意見陳述がなされ、それを踏まえて、被害者論告がなされた（例えば、❶「検察官は、被告人が妄想があったことを争わず、心神耗弱を前提に無期懲役の求刑をしているのに、被害者は、被告人に妄想はなかったと陳述し、完全責任能力を前提に死刑を求める意見を陳述した」、❷「検察官は、計画性はなかったことを争わず、無期懲役の求刑をしているのに、被害者参加人は、計画的な保険金殺人であると陳述して、死刑を求める意見を陳述した」、❸「検察官は、被害者が浮気したことに被告人が腹を立てたことが動機であると主張立証していたが、被害者遺族は、被害者が浮気した事実はないなどと陳述した」等）
- ④ 心情意見陳述の際に、被告人の悪性格などの関連性・必要性のない事実の陳述がなされ、それを踏まえて、被害者論告がなされた（例えば、❶「被告人は、元暴走族であるから、正当防衛は成立しない」「裁判員のみなさんは自宅のパソコンで、被告人の名前を検索して欲しい。そうすれば、被告人が何をしてきたかが分かる。それをもとに判断して欲しい」、❷「被告人はＳＮＳに〇〇という投稿をしているから、反省していない」等）。
- ⑤ 心情意見陳述の際に、証拠に基づかない事実の陳述がなされ、それを踏まえて、被害者論告がなされた（例えば、「マスコミ報道が正しく、証拠は誤りである」等）。
- ⑥ 弁護人が公訴事実の法的な評価を争うことを非難する意見の陳述がなされた（例えば、❶「危険運転致死ではなく、過失運転致死である旨の主張をしているのは、被害者の心情を逆なでするものである」、❷「完全責任能力ではなく、心神耗弱である旨の主張をしているのは、被害者の心情を逆なでするものである」等）。
- ⑦ 被告人の正当な権利行使を非難する意見の陳述がなされた（例えば、❶「黙秘していたのは、反省していないからである」、❷「控訴したのは、反省していないからである」等）。
- ⑧ 被害者参加がなされた事件の法定刑を超える求刑・科刑意見がなされた（例えば、「法律上は無期懲役が上限であるが、死刑を求める」等）。
- ⑨ 無期懲役囚の仮釈放の運用実態を無視した意見の陳述（例えば、「無期懲役にしても、10年経過すれば仮釈放される可能性があるので、死刑にすべきである」等）がなされた。
- ⑩ 被害者参加がなされた事件ではなく、併合されている事件について、意見陳述がなされた。

- ⑪ 被害者参加がなされた事件の証拠及び事実関係には触れることなく、「被害者参加制度ができたのは、被害者団体の運動の成果である」等という陳述がなされた。
- ⑫ 予定時間を大幅に超えた陳述がなされた。検察官の論告及び弁護人の弁論の予定時間を超える時間、意見陳述が行われた（例えば、検察官の論告は10分であったのに対し、被害者論告は30分を超えた等）。

6 その他（参考意見）

- ① 公判前整理手続では、検察官の主張を前提に争点及び証拠の整理をしようとしても、検察官が被害者参加人に配慮して、検察官の証明予定事実記載書を立証するためには関連性・必要性がない事実について、被害者参加人のために、証拠調べを請求したり、証人尋問・被告人質問を行おうとすることがあるため、争点及び証拠の整理に支障を来している（例えば、統合捜査報告書を作成する際に、検察官の証明予定事実記載書を立証するためには関連性・必要性がない事実を盛り込もうとするために、弁護人が当該事実の削除を求める等）。
- ② 公判前整理手続では、検察官の主張を前提に争点及び証拠の整理がなされたのに、公判期日では、被害者参加人が検察官の主張とは異なる主張を行うために、弁護人が防御の機会を奪われることがある。また、公判前整理手続では争点とされていなかったのに、公判期日では、被害者参加人が検察官の主張とは異なる主張をしたために、判決で、被害者参加人の主張に対する判断が示された事例がある（例えば、「検察官は妄想があったことを争っていないが、被害者参加人は妄想があったことを争い、完全責任能力であると主張しているので、被害者参加人の主張に対する判断を示す」等）。
- ③ 被害者参加人・被害者参加弁護士との日程調整に時間を要し、公判期日が入らず、公判前整理手続終結後、公判期日までの期間が長期化する傾向がある。また、被害者参加人等が多数になる事件では、公判期日の日数も長期化する傾向がある。被告人が身体拘束されている場合には、身体拘束期間が長期化するという実態がある（被害者がいる事件では、検察官は保釈に反対するために、保釈が許可されないことも少なくない。）。
- ④ 被害者参加人等が多数になる事件では、被害者参加人等の尋問時間に加えて、検察官との打合せ、入退廷・遮蔽措置の時間を確保する必要があることを理由として、弁護人の尋問時間等を短縮するように求められることがある（例えば、証人尋問を午前中に終わらせようとすると、2時間で、検察官、弁護人、被害者参加人等の尋問及び裁判官、裁判員の補充尋問を終えなければならないため、弁護人の尋問時間を40分程度に制限される等）。

- ⑤ 被害者参加がなされた事件では、証人尋問、心情意見陳述、検察官の論告及び被害者論告で、重複する内容の陳述がなされることがある。特に、被害者参加人が多数になる事件では、重複する内容の陳述がなされることが多い。
- ⑥ 被害者の証人尋問が予定されている事件では、証言前に参加（在廷）することが許可されないことから、被害者以外の第三者の証人尋問を先に実施する方が事案の理解に資すると思われる事案であっても、被害者が第三者の証人尋問を傍聴することができるように、被害者の証人尋問を最初に実施するなどの審理予定の策定を求められることがある。
- ⑦ 被害者参加人が証拠に基づかない事実の陳述や、被告人の悪性格などの関連性・必要性のない事実の陳述をすることが予想される場合に、弁護人が検察官及び被害者参加弁護士に対し、陳述をしないように申し入れても、対応されないことがある（被害者参加人が被害者参加弁護士に委託することは義務付けられておらず、被害者参加弁護士に委託した場合でも、何を委託し、何を委託しないかは被害者参加人の自由とされているため、被害者参加人は「われわれにはどうしようもない」などと言われることがある。また、被害者は、心情意見陳述、証人尋問、被告人質問及び被害者論告をする場合は、検察官に申し出ることとされており、検察官は意見を付して申し出ることとされているが、申し出の際には、定型的な文言が用いられることが多く、かつ、その内容が抽象的であるために、形骸化している。）。
- ⑧ 事実認定に争いがある事件（犯人性、責任能力等）では、被害者の心情意見陳述及び被害者参加人の訴訟活動が事実認定に不当な影響を与えるおそれがあるため、公判前整理手続において、審理予定を策定する際には、手続二分論的運用を求めることが不可欠であるが、運用上の措置にとどまるため、手続二分制度の法制化が必要である。

以　上